

光明学園と保護者をつなぐ

健康の橋



東京都立光明学園（肢・病併置校）
令和2年4月23日（木）通信⑬

校長 田村 康二郎

都教育委員会の方針を受け、
光明学園としての使命を踏ま
えて実施しています「真にや
むを得ない人のための預かり
支援」の次週の申請状況は、
右表の通りです。

< 27日（月）～5月1日（金）の申請状況 >

	午前	午後	一日通し
4/27（月）	0	0	1
4/28（火）	0	0	2
4/30（木）	0	0	2
5/1（金）	0	0	3

保護者の皆様が趣旨を御理解くださったお陰で、**一人1教室の環境確保**に努めることがで
き、「真に止むを得ない方」のみの預かりができています。ありがとうございました。

1 臨時休業期間（～5/6）の終了・学校再開（5/7～）に向けて 学園が取り組んでいる健康管理・学習支援・備えをお伝えします。

感染拡大を防ぐための率先行動

緊急事態宣言下、東京都の方針として、感染拡大を防ぐために「**教職員は原則
自宅勤務**」の方針が示されています。

よって本校では**在宅勤務を積極的に実施し、学校再開時に、全教職員が健康で
学園生を迎え入れる体制**づくりに努めています。

学校への御連絡について 本校は、教職員総数約250名の都内有数規模の学校
です。現在、「預かり支援体制」の人員をしっかりと確保しつつ、各部門・学部・寄
宿舍・分教室・経営企画室の各組織では**最小限の人員が在校勤務により電話対応
や学校管理業務**を行っています。お電話をいただいた際に、担任教員等が学校に
不在の際は、遠慮なく御伝言ください。速やかに本人に連絡の上、必要があれば
折り返し連絡いたします。なお、書類提出の場合も、感染リスクを避けるため、
できるだけ郵送での提出をお願いします。

定期連絡便による自宅学習支援 毎週金曜頃に「定期連絡便」でお届けしている
学習教材やプログラム等の多くは、教員・学校介護職員・病弱教育支援員が在宅
勤務で作成・準備して、学校に集結して発送しています。

校内職場環境の整備 本校委嘱の産業医に、執務環境を定期的に実地視察いた
だき、換気や三密とならないような環境改善について、率直な助言をいただいて随
時改善しています。

教職員の健康管理 **全教職員が、自宅で毎朝検温・健康観察を行っています。**
学校出勤者も出勤時に健康状態を申告しています。少しでも不調があれば、自宅
待機を命じています。状態に応じて産業医から助言が受けられます。



それでももはや、現状況下においては、誰でもが「感染者となる」「濃厚接触者となる」ことは責められることなく、起こりうる状況である段階です。
保護者の皆様におかれましては、以下についての確実な対応をお願いします。
教職員にも、同様の指示を出しています。

2 学園生が感染者と診断及び濃厚接触者と判断された場合の対応 御家族が感染者と診断及び濃厚接触者と判断された場合の対応

ただちに、

<平日8:30~17:00>は、

⇒学校「03-3323-8421」

副校長宛てに御連絡ください。

臨時休業期間中も副校長1名は必ず学校に勤務しています。

<土・日・祝日及び平日17:00以降>は、

⇒各副校長が臨時休業期間中のみ携行している、**臨時開設の「学校携帯電話」**に御連絡ください。

○肢体不自由教育部門：石川副校長「080-4072-6779」

○病弱教育部門：秋本副校長「080-4072-6489」

連絡の際は、次についてお知らせください。

○診断・判断に至るまでの状況

○症状が出た日から2週間前からの活動場所 等

「感染者」「濃厚接触者」等の定義が変わりました。次ページに掲載しました。



● 「患者（確定例）」とは、

「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

● 「疑似症患者」とは、

「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者」を指す。

診断から遡り、2週間以内の活動場所の中に、学校が含まれる場合は、この段階においても御連絡ください。

● 「患者（確定例）の感染可能期間」とは、

発熱及び咳・呼吸困難などの急性器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から隔離期間開始までの間、とする。

（発熱・咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・筋肉痛・下痢・嘔気・嘔吐など）

● 「濃厚接触者」とは、

一部修正しました！

「患者（確定例）」が感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々周辺の環境や接触状況等個々から患者の感染性を総合的に判断する）

< 学校再開・臨時休業延長の両方に備えて >

学校は、5/7からの学校再開に向けて準備を進めていますが、今後の感染拡大状況によっては、都教育委員会による「臨時休業期間の延長」の可能性も皆無ではないことから、再開・臨時休業延長の両面で備えていきます。

< 連休後の預かり申請の予告 >

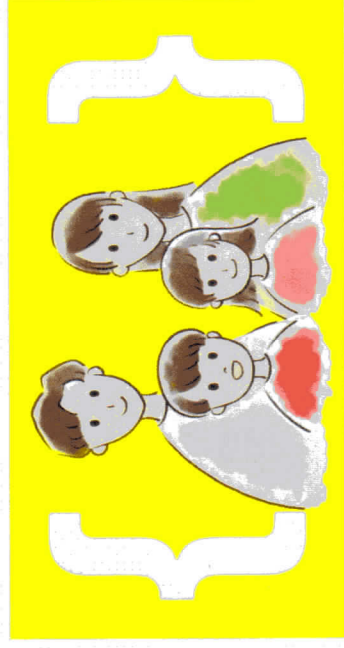
臨時休業が5/8まで、さらに5/15まで延長となった場合に備え、

5月第2週の「5/7(木)・8(金)」と

5月第3週の「5/11(月)・12(火)・13(水)・14(木)・15(金)」の預かり利用

申請を御案内する「健康の橋 預かり支援号」を4/24(金)に本校ホームページに掲載しますのでご覧ください。（連休前の食材発注のために申請期限が早めとなります）

新型コロナウイルスから子どもを守る。WHOから世界中の保護者たちへ



小さなお子さん、あるいは思春期のおさんがいらっしゃる保護者の皆さんの中には、新型コロナウイルスによる世界的なパンデミックが発生している中で、急な環境の変化や世の中の物々しい雰囲気によって強いストレスを感じたり、不安定になったお子さんとうまく接すれば良いのか、悩んでいらっしゃる方も多いと思います。

そんな保護者の方々のために、WHO(世界保健機関)が全世界の保護者へ向けて、今この状況における子どもとの付き合い方についてアドバイスを発信しています。

<https://www.who.int/emergencies/disease/s/novel-coronavirus-2019/advice-for-public/healthy-parenting>

<https://covid-19-act.jp/parenting-who/>

1. 1対1の時間
子どもと過ごす時間をつくりましょう
子どもに何がしたいかを聞きましょう
子どもとの過ごし方
肯定的でいきましょう
あなたが子どもにしてほしい行動を言葉にしましょう
すべては伝え方次第です
子どもがよい行動をしたときは褒めましょう
現実な目標を
思春期の子どもには交流を
3. 新しい日課を作る
柔軟に、でも一貫した日課を作りましょう
周りとの適切な距離を開けることを教えましょう
手洗い・消毒を楽しく
あなたは子どものお見本です
4. 悪い行い
方向転換させましょう
一度止まって考えましょう
約束を破ると何が起きるかを伝えましょう
これらを繰り返しましょう
5. あせらずにストレスマネジメント
あなたは独りではありません
休息も取りましょう
子どもの話を聞きましょう
一休みしましょう
6. 新型コロナウイルスについて話をする
子どもが話しやすい環境をつくり、しっかりと聞きましょう
正直に
支えにならず
答えを知らなくても大丈夫
いじめっ子ではなくヒーローに
たくさんのストーリーが出回っています
気持ちよく終わらしましょう